

令和3年4月 修学支援新制度(授業料等減免と給付型奨学金)申込方法(在学採用)

日本学生支援機構の給付奨学金および授業料等減免制度は、国の高等教育における修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金の支給、授業料、入学金の減免をします。

国費を財源としている給付奨学金の支給、授業料の減免を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。

学業成績などが基準を下回る場合、奨学金、授業料の減免の支給を打ち切ることがあります。

さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、学校から退学などの処分を受けた場合は、返還が必要になることがあります。

家庭の経済状況やあなたの人生・生活設計に基づき、十分考慮のうえ申込みをしてください。

なお、日本学生支援機構の奨学金制度(給付型)については、ホームページ上でも奨学金内容を確認できます。

給付奨学金・授業料等減免等申込に必要な書類



JASSO 給付奨学金サイト

- ① 連絡先記入表
- ② 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
- ③ 給付奨学金確認書 ※挟み込の記入例を参照
- ④ スカラネット入力準備用紙(給付奨学金用)
※記入例は、本学サイト、亜大ポータルキャビットからダウンロードしてください。
※インターネットでの入力が必要。入力後に受付番号を「マイナンバー提出書」に記入すること。
- ⑤ **マイナンバー提出書類** 提出先は、大学ではありません！大学窓口でも確認をしません。
※郵便局から専用封筒を使用して日本学生支援機構へ簡易書留で郵送すること。
- ⑥ 振込口座貼付用紙 ※本人名義に限ります。※通帳の1ページ目のコピーを貼付して提出
- ⑦ 学業成績 ※高校の調査書等が取寄せに時間がかかる場合は、それ以外の書類を必ず申込期間内に提出すること！
1年次：高校の調査書(入試等の出願用は卒業見込みなので不可) ※成績証明書と間違えないこと！
または高等学校卒業程度認定試験(高認)の合格証明書
※学業等に係る主な基準：高等学校等における評定平均値が3.5以上
2年次～4年次：不要 学業等に係る基準 次の(1)か(2)のいずれかに該当すること
(1) GPA(平均成績)が本人の属する学部(科)の上位1/2以内
(2) 修得した単位数の合計数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
※但し、学業成績が「廃止」の区分(卒業延期、留年等)に該当する人は、上記の要件を満たしても推薦不可
- ⑧ **レターパックライト**(大学からの返信用封筒用です)を各自で購入し、封筒の宛先にはご自身の住所・氏名・電話番号等を記入して二つ折りにして申込書類等と一緒に同封してください。
- ⑨ (該当者のみ) 学費延納願 ※2年次以上で学費延納(6月末まで延長)希望者は、提出してください。
- ⑩ (該当者のみ) 「学修計画書」 ※学業成績が基準に満たない方
- ⑪ (該当者のみ) 「在留資格及び在留期間が明記されている証明書」 ※在留カードのコピー等
※申込者本人が外国籍の場合、申込可能な在留資格であることを示すために提出
- ⑫ (該当者のみ) 「施設等在籍証明書」(施設長発行)等
※18歳となるまでに児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類

上記の書類(マイナンバー提出書類を除く)を提出期限までに揃えて学生センター奨学金係までレターパックライトで郵送か窓口まで持参してください。

修学支援新制度(授業料等減免と給付奨学金)申込から選考、採用後の年間スケジュール(予定)		
日程等	内容等	提出・必要書類・注意事項等
<p>本学公式サイトでの奨学金募集ページから資料請求するか、学生センター窓口で受取ってください。 ※資料請求受付から3日以内にレターパックライトで郵送予定</p>	<p>授業料、入学金(1年次)減免 給付奨学金(在学採用) 申込資料配付期間 申込書類配付、申込方法等の説明</p>	<p>学力基準 1年次：3.5以上 2・3・4年次：成績上位1/2又は標準単位数以上であり、学修する意欲を有していることが、学修計画書等で確認できる場合</p>
<p>申込期間 レターパックライトで大学に郵送か持参のこと 第1回申込(6月採用) 4月17日(土)(必着) 第2回申込(7月採用) 5月17日(月)(必着) 第3回申込(8月採用) 6月17日(木)(必着)</p> <p>郵送先：〒180-8629 東京都武蔵野市境5-8 亜細亜大学 学生センター</p>	<p>申込書類を郵送・窓口受付して不備がない場合にスカラネット入力準備用紙(下書き)の返却とID、パスワードを交付(郵送)します。 ※スカラネット入力用紙の記入見本を参考に下書きすること。 該当者のみ必要な書類 ⑩学修計画書(該当者) ⑪2020年度 課税証明書(該当者) ⑫在留資格及び在留期間が明記されている証明書(該当者) ⑬施設等在籍証明書(該当者)</p>	<p>全員提出が必要な書類</p> <p>①連絡先記入表提出 ②授業料等減免申請書 ③給付奨学金確認書 ④スカラネット入力準備用紙(記入すること) ⑤マイナンバー提出書類※機構へ郵送 ⑥振込口座添付用紙 ⑦高校調査書(1年次のみ) ⑧返信用レターパックライト</p>
<p>第1回申込(6月採用) 申込後～4月28日(水) 第2回申込(7月採用) 5月1日(土)～5月27日(木) 第3回申込(8月採用) 6月1日(火)～6月28日(月) 入力時間：8:00～25:00 申込アドレス⇒</p>	<p>①スカラネット入力(インターネット) 返却したスカラネット入力準備用紙に下書きとあり、インターネット入力 ②マイナンバー提出書の郵送 スカラネット入力後に受付番号をマイナンバー提出書に記入して日本学生支援機構へ簡易書留で郵送 http://www.sas.jasso.go.jp/</p>	<p>①スカラネット入力期限 ②マイナンバー送付期限 第1回(6月採用)4月28日(水) 第2回(7月採用)5月27日(木) 第3回(8月採用)6月28日(月) ※期限までにスカラネット入力およびマイナンバー提出書を機構へ郵送しないと奨学金申込が完了しません。</p>
<p>「学修計画書」 ※該当者の申込書類に同封します</p>	<p>1年次：評定平均値3.5以上 2年次以上：GPAが学部(学科)の上位1/2以下の者</p>	<p>学修計画書(該当者のみ) ※該当者の申込書類に同封します</p>
<p>第1回(6月採用)6月7日(月) 第2回(7月採用)7月9日(金) 第3回(8月採用)8月6日(金)</p>	<p>奨学生採用可否通知日</p>	<p>亜大ポータルで各個人に通知 ※不採用の場合は、不採用通知を後日交付(郵送)します</p>
<p>給付奨学金 採用月の11日</p>	<p>初回奨学金振込日</p>	<p>必ず通帳に記帳して確認すること ※減免されない授業料、施設設備料等を期日までに振込 ※学費納入済みの場合は、本人の給付奨学金振込口座へ還付</p>
<p>授業料等減免 採用月の下旬(予定)</p>	<p>授業料等減免額の還付 ※還付予定日は通知書に記載予定</p>	
<p>採用月の下旬(予定)</p>	<p>採用書類の交付 (保護者の住所に郵送)</p>	<p>採用書類(給付奨学生証、奨学生のしおり等)の郵送</p>
<p>採用書類提出期限 採用月の翌月下旬(予定)</p>	<p>採用書類の提出 採用者説明会で配付した返還誓約書および右欄の必要書類の提出が必要</p>	<p>「現況届」(スカラネットPSによるインターネット提出)、「誓約書」、「継続願」等を期日までに必ず提出すること ※自宅外の証明書の提出(該当者のみ)</p>
<p>毎年(4月・7月・10月予定)</p>	<p>在籍報告</p>	<p>定期的にインターネットを通じて在籍状況や通学状況等の申告が必要です。</p>
<p>9月</p>	<p>適格認定(家計)9月</p>	
<p>10月中旬(予定)</p>	<p>授業料減免支援区分の通知</p>	<p>後期分授業料の減免額を通知します。</p>
<p>2021年12月下旬～1月中旬 (亜大ポータルで告知予定)</p>	<p>奨学金継続願の提出</p>	<p>継続、辞退希望に限らず全員提出必要 ※スカラPSからインターネット入力</p>

Q & A コーナー R03.4 授業料等減免・給付型奨学金（在学生）募集用

Q. 日本学生支援機構の給付型奨学金、授業料等減免とはどのような制度ですか。

A. 令和2年4月から施行された国の高等教育における修学支援新制度のひとつで、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給、授業料等の減免をするものです。

Q. 授業料や入学金の減免額、給付型奨学金の給付額はいくらですか。

A. 授業料等減免については、別紙の「亜細亜大学 授業料等減免額一覧」を参照してください。給付型奨学金は、**自宅通学者**の第Ⅰ区分：38,300円、第Ⅱ区分25,600円、第Ⅲ区分12,800円
自宅外通学者の第Ⅰ区分：75,800円、第Ⅱ区分50,600円、第Ⅲ区分25,300円です。
詳しくは別冊子の「給付型奨学金案内」を参照してください。

Q. 給付型奨学金はどのように支給されますか。

A. 奨学生採用決定後、原則毎月本人名義の口座に振込まれます。給付月額や授業料減免額は、経済状況や通学状況によって額が異なります。

Q. 「授業料」と「入学金」（新入生のみ）を減免することですが、施設整備費や実習費なども含めた額が減免されるのですか。

A. 新制度における減免の範囲は、各大学等が学則により設定している「授業料」、「入学料」となり、施設整備費や実習費として、「授業料」「入学料」とは別に徴収されているものは含まれません。

Q. 学校独自の授業料減免制度を受ける学生や特待生入学による学生等の授業料と、新制度による授業料減免との関係はどうなりますか。

A. 授業料を減免する前提で入学した特待生については、入学時点で既に授業料の特別額が適用されているため、新制度の授業料等減免の対象となるのは、特待生として発生した減額後の入学金及び授業料となります。例えば、授業料全額免除の特待生として入学した学生等については、減免すべき授業料が発生していませんので、国の新制度における減免額は0円となります。

Q. 住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生等は、住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援することですが、2/3の額又は1/3の額はどのように算定されるのですか。

A. 住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、当該大学等における住民税非課税世帯の減免額の2/3の額又は1/3の額を減免することになります。例えば、私立大学の**授業料減免の上限額は70万円**ですが、大学の授業料が76万円であった場合、2/3の支援区分の者の減免額は506,700円（＝76万円×2/3）、1/3の支援区分の者の減免額は233,400円（＝76万円×1/3）となります。なお、端数処理については、授業料・入学金ともに十の位を切り上げで百円単位として処理することとなります。**減免されない不足分の授業料、授業料以外の施設設備料等は、大学に支払う必要があります。**

Q. 給付型奨学金の対象者は、必ず授業料等減免も対象になるのでしょうか。

A. 授業料等減免と給付型奨学金の対象者に関する要件は一致しますので、給付型奨学金の対象者には授業料等を減免することとなります。ただし、教育訓練支援給付など国の法令に基づく国費による他の給付支援を受けている場合は、給付型奨学金の支給が制限されます。

Q. 自宅通学の場合と自宅外通学の場合で、給付額が異なりますが、どのような場合に「自宅外通学」と認められますか。

A. 自宅通学とは、学生等本人が生計維持者（原則父母）と同居している状態のことをいいます。自宅外通学とは、これに該当しない状態のことをいい、学生等の居住に係る家賃等が進学又は進級に当たって別途生じていて、生計維持者と同居していないことに妥当性（自宅から通学することによる修学への影響）が認められる場合を想定しています。申込時に自宅外通学を選択された場合、そのことに関する証明書類の提出が必要となります。（詳細については、申込者のうち新制度の対象者として認定された学生等に対して、JASSOから案内します。）

Q. 大学や自治体、民間団体などが実施する奨学金や類似の支援を受ける場合も、今回の新制度による授業料等減免や給付型奨学金を利用できますか。

A. 各大学等や自治体、民間団体等による支援については、様々な趣旨目的のもと様々な支援事業が行われており、新制度での授業料等減免や給付型奨学金と併せて利用することを、国において一律に制限するものではありません。（ただし、次のQ&Aに掲げる場合は、併給調整されます。）併給の扱いについては、各支援事業の実施主体において、その趣旨目的や支援対象に照らして、適切に判断されるものと考えています。（新制度による授業料等減免や給付型奨学金を利用する場合に、その他の支援の対象となるのかどうか、詳しくは、各支援事業の実施主体に御確認ください。）

Q. 給付型奨学金は申し込まず、授業料減免のみ申し込むことは可能ですか。

A. 基本的に、授業料減免と給付型奨学金の支援を併せて受けていただくことを想定しています。例えば、他制度による支援を受けるために、授業料減免のみ受給したいというケースにおいても、他制度による支援がなくなるなど状況が変わった場合に円滑に対応できるよう、授業料減免と給付型奨学金をあわせて申し込んでいただくことを想定しています。なお、新制度においては、支援受給中の学生等の申出により、支援を停止することを可能とする予定ですので、給付型奨学金と併用不可となる民間団体等の奨学金を受給される場合は、以下の通りお手続きいただくことを御案内させていただきます。
（1）授業料等減免と給付型奨学金の両支援にそれぞれ申込
（2）（要件を満たすことが確認された場合）両支援の認定通知を受領
（3）給付型奨学金の「支援の停止」を申出
（具体的な手続き方法については、日本学生支援機構より、大学等を通じて、別途案内されます。）
（4）停止期間中、給付型奨学金の支援を停止
このように手続きしていただくことで、大学等在学中に、授業料等減免のみを受けることができる仕組みとしています。

Q. 給付型奨学金は、将来、返還する必要はないのですか。

A. 給付型奨学金は、原則、返還の必要はありません。ただし、大学等から退学・3カ月以上の停学の懲戒処分を受けた場合や、進学先の大学で、**学業成績が著しく不良であって傷病や災害などのやむを得ない事情がない場合など、返還が必要となる場合があります。**また、偽りその他不正の手段によって支援を受けた場合にも返還（支援額の最大1.4倍）を求めることがあります。

Q. 奨学金の申込方法はどのようにするのですか。

A. インターネットを利用した申込み（スカラネット）となります。申込時に必要書類を学校へ提出し、申込みに必要な識別番号（パスワード）をもらいインターネット入力することになります。手続きについては、学校の提出期限を厳守して申し込んでください。
※提出期限までに必要書類及びスカラネット入力およびマイナンバーを機構へ郵送されないと申込が完了されず採用されません。

Q. 奨学金について具体的な使途は決まっているのですか。使途の確認は行われますか。

A. 給付型奨学金は、学生等が学業に専念するために必要な生活費を賄えるようにするために支給するものです。奨学金の使途について個別に具体的な確認をすることは考えていません。

Q. 現在、JASSOの給付型奨学金を受けて、大学等に通っているのですが、これはどのような扱いになりますか。

A. 現在、JASSOの給付型奨学金を受けている方の手続きについても、要件を満たすことが確認された場合には、2020年4月から、給付額が拡充される新制度の給付型奨学金に切り替えることができます。

Q. 日本学生支援機構が実施している貸与型奨学金（無利子、有利子）は、引き続き、利用できますか。新制度での授業料等減免や給付型奨学金と併せて利用（併給）することは可能でしょうか。

A. 日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）について、新制度での授業料等減免や給付型奨学金と併せて利用する場合、利用できる上限額（最高月額）が減額（第Ⅰ区分、第Ⅱ区分は0円）されますが、給付額と授業料等減免で手厚く支援され、実際に受け取れる金額も増えて返還の必要も原則ありません。第二種奨学金（有利子）については、新制度での授業料等減免や給付型奨学金と併せて利用する場合も、これまで通り利用できます。

Q. 日本学生支援機構はマイナンバーを安全に管理できるのでしょうか。

A. 日本学生支援機構は、マイナンバー、及び個人情報を守るため、技術面の対策や運用ルールの見直しにとどまらず、職員の教育研修、文書管理の徹底等を図ることで、適切なセキュリティ確保体制を確立しています。また、提出頂いたマイナンバーについては、マイナンバー法に定められた奨学事務の業務の範囲内のみで利用するとともに、適切な保管・管理を徹底しています。

Q. 日本学生支援機構はマイナンバーを何に利用するのでしょうか。

A. 日本学生支援機構では、マイナンバーをご提出いただくことで、日本学生支援機構にて審査に必要な収入情報などを収集することができるようになることから、これまで申請時に必要としていた各種証明書などの添付書類の提出を一部省略できるようになります。

問合せ先 亜細亜大学 学生部 学生センター（2号館1階）奨学金係 上田、和田、芳賀

Tel.0422-36-3195、2418 事務取扱時間 9時～17時 E-mail:student@asia-u.ac.jp

